

鳥取空港特定運営事業等中間評価委員会の評価結果（答申）について

令和4年3月22日
空港港湾課

1 背景・経緯

県営鳥取空港が、平成30年7月、公共施設等運営権（コンセッション）制度に基づき、運営権者である鳥取空港ビル(株)による運営に移行し、今期の事業期間は令和6年3月までの5年9か月間である。令和3年度は今期コンセッション事業期間の中間年度に当たり、県は運営権契約の定めにより同社策定のモニタリング計画書に従って、事業期間の前半を振り返ることと、後半（残期間）の運営に活かすことを目的に、第三者機関「鳥取空港特定運営事業等中間評価委員会」（計3回開催）による中間評価を実施し、この結果をまとめた答申が、令和3年12月15日、県に提出された。

※委員会メンバー(5名)：入江道憲@入江公認会計士事務所（委員長・経営）、岡本陽子@公募委員（観光）、谷本圭志@鳥取大学教授（副委員長・公共交通）、村上修@但馬空港ターミナル(株)常務取締役・空港長（実務者・土木）、連宜萍（れんいーびん）@鳥取環境大学准教授（経営）（五十音順）

2 評価結果（答申）のポイント

- 運営権者によるこれまでの事業実施状況は、実施契約書・要求水準書等の基準をおおむね満足する一方で、民間事業者による創意工夫・利点を活かしたさらなる空港運営が求められており、評価としては普通と判断している。
 - ◇評価できるポイントとして、コロナ禍にあっても多種多様な事業（プレミアム商品券販売、イベント開催など）や運営権者と魅力あるテナントとの協働による賑わいづくりを評価いただいた。
 - ◇一方、異常気象時の点検や体制整備人材育成について一部改善が必要となった。
 - ◇また、コロナ後を見据えた航空機の利用促進や、民営化の目的である民間事業者による創意工夫・利点を活かした一体的かつ機動的な空港運営（空港経営）について、提言をいただいた。
- 答申を受け、鳥取空港ビル(株)は、今後の事業継続に向け改善すべき点は速やかに改善し、さらなる経営努力をしていくこととしており、県は、運営権者がより良い空港運営に取り組めるよう必要な協議を実施し、支援していく。

3 答申の主なポイント

(1) 評価項目（略称）

- モニタリング計画書（実施契約書に基づき鳥取空港ビル(株)策定）により評価を実施した。
 - 【評価基準】実施契約書・要求水準書等の基準を満たしているかについて評価
 - 【評価項目】「将来・基本コンセプト」・「安全・安心確保計画」・「施設利用料金計画」・「事業実施体制」・「経理的基礎」・「技術的能力」・「総合的評価」の7項目

(2) 評価に値する事項

- 日常的なオペレーション、維持管理、危機管理等の安全・安心に関わる必要な業務は概ね実施できている。
- 新たな取組と、多種多様な事業による一定程度の賑わいの創出、プレミアム商品券の販売やインバウンドを対象とした旅客サービスの向上等、イベントの企画に創意工夫し、地元地域の空港利用を促した。
- セルフモニタリングの実施、県モニタリングへの適切な対応、この結果をホームページで情報公開した。
- 歩合を取り入れたテナント賃料、運営権者とテナントが協働して、賑わい創出に取り組んでいる。
- 財務状況が事業期間を通じてトータル黒字で健全である。

(3) 改善が必要な事項

- 滑走路以外の部分（特に海岸部や平地部、海域との境界部・護岸、進入灯管理橋、場周道路面下部）について、台風等の影響によって陥没等が発生していないか確認していない。
- 県職員の派遣の縮小にともなう人材確保、技術・ノウハウの継承、外部人材・企業とのネットワーク形成による緩やかな協業体制への取組が十分に進んでいない。
- 空港運営に必要な技術的能力が基本的に従来の延長線上のままにあり、改善された点に乏しい。
- 自然災害等に対する予防、応急、復旧体制やバックアップ体制が不十分である。また、施設所有者（県）と建設業協会等との協定のみではなく、運営権者自らが協定を締結すべきである。

(4) 事業継続に向けての提言

- 新型コロナウイルス感染症流行のもと、移住やワーケーション、密にならない観光を促すよい機会であったが、取組が十分でないこと。
- 脱炭素・CO2削減やAIを活用した多様な取組に期待する。
- 健全な財務状況を活かし、人材育成・市場開拓など内部・外部への投資に期待する。
- 施設警備の委託業務に競争原理が働く余地がないか、検討が十分でないこと。
- 運営権者とテナントの「協働」から一歩踏み込み、商品開発、店舗オペレーションなど、両者が「一体」となるような取組があってよい。
- 現在の電気職員が、鳥取空港機能管理規程に定める最低限の5名であり、運営・管理能力に懸念がある。
- 空港施設に含まれる海中構造物は、腐食や剥離による劣化が進行しているため、専門家等の意見を取り入れ、適切に（運営期間以降も加味した）予防保全に取り組む必要がある。

(5) 評価点数

- 全7項目の評価結果を数値化すると図-1に示すとおりで、70点満点中の38.3点である。なお、「普通（標準）」の範囲は、35～49点である。
- 今後は、運営権者が「改善が必要な事項」、「事業継続に向けての提言」を考慮し、より高い評価が得られるよう努力し、目指すべきである。

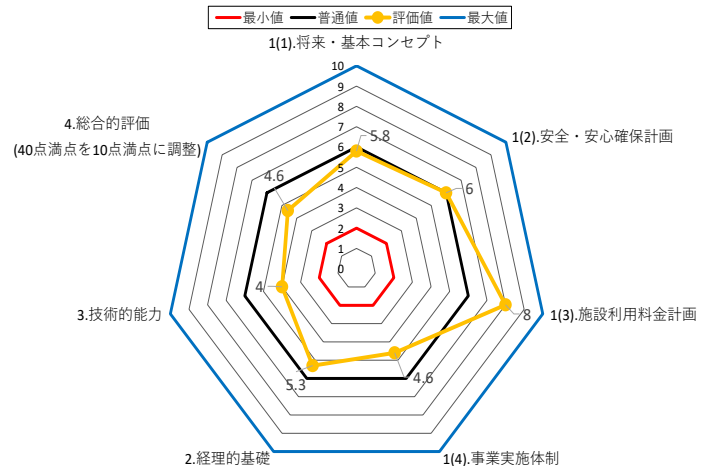


図-1 中間評価委員会の最終評価結果（レーダーチャート）